

第32回社会福祉士・第22回精神保健福祉士 国家試験

受験対策 web 講座

現代社会と福祉

坏 洋一（日本女子大学）

●略歴

1994年 明治学院大学社会学部社会福祉学科卒業

2000年 明治学院大学大学院社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程満期退学

2000年 長崎国際大学人間社会学部社会福祉学科専任講師（2004年まで）

2004年 日本女子大学人間社会学部社会福祉学科専任講師（2019年4月より教授）

（非常勤：明治学院大学、立教大学、法政大学、お茶の水女子大学、首都大学東京、その他）
博士（社会福祉学）

●専門

社会保障論、福祉国家論

●論文

「福祉国家の目標をめぐる今日的議論」『季刊社会保障研究』第51巻第3・4号、2016年

●著書

『福祉国家』坏洋一著、法律文化社、2012年

『問いからはじめる社会福祉』坏洋一・金子充・室田信一著、有斐閣、2016年

『社会福祉概論Ⅰ』京極高宣・大沢真知子・埋橋孝文編、全国社会福祉協議会、2018年



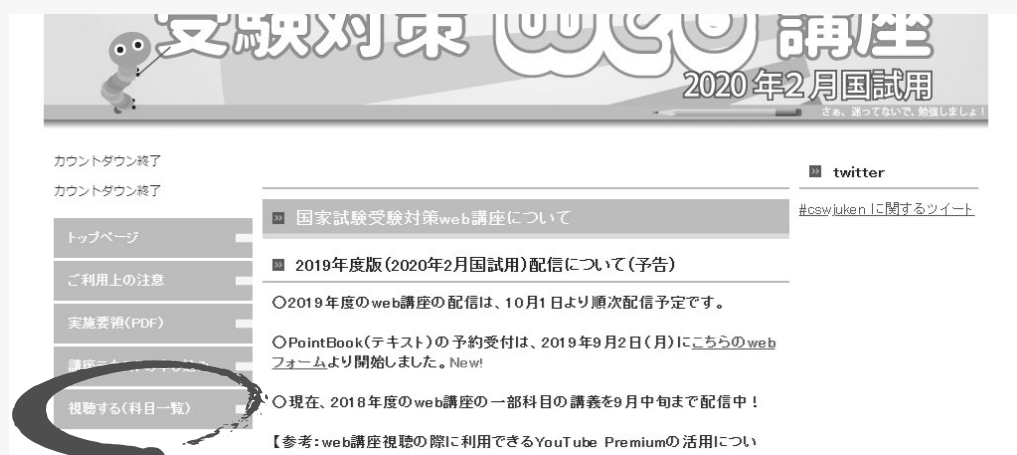
受験対策 web 講座

視聴方法



アクセス用 QR コード

- ① 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 ホームページに開設されている『社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験対策 web 講座 特設サイト』にアクセスしてください。
- ② ホームページの左側にある【視聴する（科目一覧）】各科目名をクリックすると、該当科目の講座映像が視聴できます。



- ③ このページ下部の『web 講座の利用について』『ご利用の前に』をよくお読みの上、視聴してください。

受験対策 web 講座の 利用について

本連盟がこの web 講座映像配信で利用している動画配信サイト【YouTube】は、利用規約により、講座映像の商用利用を禁止しています。

この web 講座を、パブリックビューイング形式（独自に会場等を設定して講義映像を放映し、複数の方が視聴すること）で利用する場合、参加費等の費用を視聴者から徴収することはできませんのでご注意ください。さらに、受験対策 Point Book をコピーして配布することは、固く禁じます。

なお、【YouTube】の利用規約に違反し、損害賠償や訴訟等法的措置が講じられた場合は、当該違反者がその責任を負うものとし、本連盟は一切の責任を負いません。

ご利用の前に

- 『受験対策 web 講座』映像や『受験対策 Point Book』は、国家試験直前の受験対策として本連盟が作成しています。『受験 web 講座』映像や『受験対策 Point Book』は、必ずしも国家試験の合格を保障するものではありませんので、各自の判断によりご利用ください。web 講座映像や受験対策 Point Book の視聴・購読によって、視聴した者及びその関係者が不利益を被った場合も、本連盟及び当該科目担当講師は一切責任を負いません。
- 本講座では、個人からの講義内容に関する本連盟及び講師への意見・質問・疑義照会は受け付けておりません。
- 『受験対策 Point Book』は、各講師が国家試験までに最低限押さえておくべきポイントを絞って作成しています。講義内で口頭のみで説明している内容は、各自調べて理解を深めてください。
- 『受験対策 web 講座』映像や『受験対策 Point Book』の内容に万が一訂正があった場合は、特設サイト内の当該講座の視聴ページに訂正・補遺を掲載します。
- 『受験対策 Point Book』の点訳資料及び講義映像内の字幕・手話通訳はご用意できません。
- 乱丁・落丁本はお取り替えしますので、現物を着払いでご返送ください。

■近年の出題傾向について

「現代社会と福祉」からの出題は五肢択一形式であり、出題数は10問である。過去5年間（第27～31回）の出題傾向をみると、社会福祉の政策課題と論点（大項目5、大項目の6小項目1）、社会福祉の歴史（大項目3）が、頻出度からみて対策上の重点項目であることがうかがえる。以下では出題傾向にあわせて、時事問題（国内外における福祉政策の課題と論点）ならびに歴史に焦点化して解説する。なお、関連政策（大項目7）として住宅政策と労働政策と関わる問題が毎年交互に出されているが、これらは時事問題として扱う。以上にくわえ、対策が後回しにされがちな「福祉の原理をめぐる理論と哲学」（大項目2）についても詳しく解説する。この項目をとりあげたのは、問われている事柄の内容が難しく、対策が立てにくいいため、解説の必要度がとくに高いと判断したからである。

I. 時事問題の傾向と対策

1. 時事問題の出題状況

時事問題（国内外の政策展開と政策課題および論点）に関する出題状況をまとめると**表1**のようになる。ここからは、国内動向からの出題が大半を占めていることがわかる。とはいえ、国際動向は国内動向にも様々な影響を及ぼしているため、軽視すべきではないだろう。

1) 国内動向対策

国内の動向に関する対策としては、直近の政策展開（法の制定や改正）や福祉課題をフォローすることが不可欠である。**表2**に2013（平成25）年以降の主な動向をまとめたので、学習の参考にしてほしい。**表3**には直近の時事データの一例を示したが、こうしたリストを自作するとよい対策となるだろう。時事問題に関する情報源としては、関係省庁（厚労省、文科省、国交省、内閣府など）のホームページ以外に以下のようなものがあげられる。

- ・社会福祉の動向編集委員会編『社会福祉の動向』中央法規、各年版。
- ・厚生労働統計協会編『国民の福祉と介護の動向』厚生労働統計協会、各年版。
- ・白書：『厚生労働白書』『子供・若者白書』『高齢社会白書』『男女共同参画白書』等
- ・全国社会福祉協議会政策委員会 HP「制度・政策情報」 <http://zseisaku.net/>

2) 国際動向の出題状況

次に、国際動向に関する出題状況を確認してみたい。第27回では、欧米諸国における福祉と就労に関わる政策概念（ベーシックインカムやワークフェアなど）が出題された。第29回では、OECDの「より良い暮らし指標」が、第30回では世界保健機関（WHO）「健康の社会的決定要因」が出題された。第31回では、国連の「人間の安全保障」および「世界幸福度報告書」の内容が出題された。国際動向に関する出題はバラエティに富んでいるが、以下では過去の出題状況をふまえて対策を示す。

① 国際動向対策1：福祉政策の国際的トレンドをふまえる

福祉政策の国際的なトレンドを確認するうえでは、厚生労働省「海外情勢報告」（各年版）が有益な資料となる。フランスのマクロン大統領が発表した「貧困対策プラン」、ドイツの大連立政権における「看護・介護緊急プログラム」、イギリスのメイ保守党政権における「孤独」問題対策や前政権による「普遍的給付」（ユニバーサル・クレジット）など、各国における福祉政策の新展開に関する記述に目を通しておくとよいだろう。

また、第 27 回で出題されたベーシック・インカムは、注目すべき政策トピックであり、フィンランドやカナダをはじめ世界各国で導入実験が進められてきた。そうした取り組みについて、ネット記事等で最新の動向や議論を確認しておくといだろう。腰を据えて学ぶための基本書として、次の二冊をあげておく。

- ・山森亮 (2009) 『ベーシック・インカム入門』 光文社新書
- ・ルドガー・ブレグマン、野中香方子訳 (2017) 『隷属なき道』 文藝春秋

② 国際動向対策 2 : 国連の動きに対して

国際連合の動向にも目配せが求められよう。その際、国際連合広報センターHP にある「世界の動きと国連」が参考になるだろう。2019 年の主なニュースを抜粋すると表 4 のようになる。過去ログも参照・整理しておくとい。

2019 年は、「ILO (国際労働機関) 創設 100 周年」および「子どもの権利条約 30 周年」(日本批准は 25 年目) という節目の年である。本年 6 月 10 日から 21 日にかけて開催された第 108 回 ILO 総会では、仕事上の暴力やハラスメントを禁じる条約が採択された。ILO 創設の経緯や理念(フィラデルフィア宣言)とともに、子どもの権利条約の趣旨等をあらためて確認しておく必要があるだろう。

その他、近年における国連の注目すべき動向に「ミレニアム開発目標」がある。2015 年 9 月 25 日から 27 日にかけて、ニューヨーク国連本部で「国連持続可能な開発サミット」が開催された。その成果文書として「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択された。同アジェンダには、ミレニアム開発目標 (MDGs) の後継目標として、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals ; SDGs)」が掲げられた。

国連広報センターHP

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

③ 国際動向対策 3 : OECD 関連の動向に対して

OECD (経済協力開発機構) も社会福祉の追求に取り組む国際組織の一つである。明石書店から OECD 報告書の日本語版が出版されている。主なものに『OECD 幸福度白書 4』(2019 年)、『図表で見る世界の社会問題 4 OECD 社会政策指標』(2017 年)、『図表でみる世界の主要統計 : OECD ファクトブック (2015-2016 年版)』(2017 年) がある。同シリーズは、福祉政策および福祉課題の国際動向を学ぶうえで参考になるだろう。

OECD 報告書シリーズ <https://www.akashi.co.jp/news/n3896.html>

表 1. 時事問題の概要 : 国内外の政策展開と政策課題に関する過去 5 年間の出題状況

第 31 回 2019 (平成 31) 年	<p>以下、□は国際動向、■は国内動向である。</p> <p>□問題 22 : 2012 年の国連総会で採択された「人間の安全保障」に関する共通理解の文書 (「2005 年世界サミット成果文書の人間の安全保障に関する第 143 項のフォローアップ」)</p> <p>□問題 27 : 2017 年版「世界幸福度報告書」</p> <p>■問題 26 : 2016 年「ヘイトスピーチ解消法」(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)</p> <p>■問題 28 : 日本におけるセクシャリティ (性同一性障害、性的志向・性自認) 政策</p> <p>■問題 29 : 2016 年改正 (翌年施行)「育児・介護休業法」</p>
第 30 回 2018 (平成	<p>□問題 30 : 世界保健機関 (WHO)「健康の社会的決定要因」</p> <p>■問題 23 : 2013 年「障害者差別解消法」と 2015 年「基本方針」</p> <p>■問題 30 : 2007 年制定、2017 年改正「住宅セーフティネット法」</p>

30) 年	
第 29 回 2017 (平成 29) 年	<input type="checkbox"/> 問題 23：OECD「より良い暮らし指標」(OECD 幸福度白書 3) <input checked="" type="checkbox"/> 問題 26：2013 年「社会保障制度改革国民会議報告書」 <input checked="" type="checkbox"/> 問題 28：2006 年「自殺対策基本法」 <input checked="" type="checkbox"/> 問題 29：2015 年「平成 27 年版厚生労働白書」 <input checked="" type="checkbox"/> 問題 30：2014 年「子供の貧困対策に関する大綱」 <input checked="" type="checkbox"/> 問題 31：2012 年「平成 24 年版働く女性の実情」(厚労省)
第 28 回 2016 (平成 28) 年	<input checked="" type="checkbox"/> 問題 26：貧困・所得格差の現状(厚労省「平成 25 年国民生活基礎調査」) <input checked="" type="checkbox"/> 問題 27：健康や寿命(2014 年「平成 26 年版厚生労働白書」) <input checked="" type="checkbox"/> 問題 28：日本における世帯や婚姻の動向(内閣府「男女共同参画白書」、内閣府「少子化社会対策白書」、厚労省「国民生活基礎調査」) <input checked="" type="checkbox"/> 問題 30：2001 年制定、2011 年改正「高齢者の居住の安定確保に関する法律」 <input checked="" type="checkbox"/> 問題 31：2013 年制定、2015 年施行「生活困窮者自立支援法」
第 27 回 2015 (平成 27) 年	<input checked="" type="checkbox"/> 問題 28：2013 年「社会保障制度改革国民会議報告書」 <input checked="" type="checkbox"/> 問題 30：福祉関連法の「自立」規定(2001 年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、2009 年「子ども・若者育成支援推進法」、2012 年「社会保障制度改革推進法」、2013 年「子供の貧困対策の推進に関する法律」、2013 年「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」) <input type="checkbox"/> 問題 31：欧米諸国における福祉と就労の関連をめぐる政策に関わる概念(ベーシック・インカム、ワークフェア、ワークライフバランス、フレキシキュリティ)

出典：一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟編(2019)『社会福祉士国家試験過去問解説集 2020』中央法規のもとに作成

表 2. 2013 年以降における福祉政策の国内動向

2013 (平成 25) 年	「いじめ防止対策推進法」 (6 月 21 日成立) *1	この法律は、いじめの問題に向き合い対処していくための基本的な理念や体制を定めた。同法の成立を受け、文科省は同年 10 月に「いじめの防止等に関する基本的な方針」を策定した。なお、同方針は 2017 年に改定された。
	「障害者差別解消法」(6 月 26 日公布、2016 年 4 月 1 日 施行) *2	この法律は、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として制定された。全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としている。
	「子どもの貧困対策の推進 に関する法律」(6 月 26 日 公布、2014 年 1 月 17 日施 行) *3	この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務等を定めた。2019 年に改正された。
	「生活困窮者自立支援法」 (12 月 6 日成立、2015 年 4 月施行) *4	この法律は、生活保護受給者数の増加傾向や「その他の世帯」の割合の増大(10 年間で 3 倍強)をふまえ、生活保護法の改正と一体的に、生活保護受給に至る前の自立支援策を強化するために制定された。2018 年に改正された。
2014 (平成 26) 年	「まち・ひと・しごと創生長 期ビジョン」閣議決定(12 月 27 日) *5	日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及びこれを実現するため、今後 5 年間の目標や施策や基本的な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」がとりまとめられた。
2015 (平成 27) 年	厚労省「認知症施策推進総 合戦略：認知症高齢者等に やさしい地域づくりに向け て(新オレンジプラン)」策 定(1 月) *6	この戦略は、認知症の人が住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けるために必要としていることに的確に応えていくことを旨としつつ、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進をはじめとする 7 つの柱に沿って施策を総合的に推進していくこととした。
	「若者雇用促進法」(9 月 18 日公布) *7	この法律により、就職準備段階から就職活動時、就職後のキャリア形成までの各段階において総合的かつ体系的な若者雇用対策を講ずることとなった。

2016 (平成 28)年	新しい「子供・若者育成支援推進大綱:全ての子供・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して」(2月9日策定) *8	この新大綱は、①全ての子供・若者の健やかな育成、②困難を有する子供・若者やその家族の支援、③子供・若者の成長のための社会環境の整備、④子供・若者の成長を支える担い手の養成、⑤創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、という5つの課題について重点的に取り組むことを基本的な方針とした。
	「発達障害者支援法」改正(6月1日公布、8月1日施行) *9	この法改正では、①障害者基本法の基本的な理念にのっとり規定するとともに、②発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを規定した。
	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定(6月2日) *10	このプランは、我が国の経済成長の隘路の根本にある少子高齢化の問題に真正面から取り組むものである。日本経済に更なる好循環を形成するため、これまでの三本の矢の経済政策を一層強化するとともに、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それが経済を強くするような新たな経済社会システムづくりに挑戦しようとしている。
2017 (平成 29)年	厚労省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)」決定(2月7日) *11	同本部は、「地域共生社会」の実現に向けて、①地域課題の解決力の強化、②地域丸ごとのつながりの強化、③地域を基盤とする包括的支援の強化、④専門人材の機能強化・最大活用を進めることとした。
	働き方改革実現会議「働き方改革実行計画」決定(3月28日) *12	内閣総理大臣を議長とする働き方改革実現会議により、時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用の処遇改善、女性・若者が活躍しやすい環境整備等が議論されたことをうけ、「働き方改革実行計画」がとりまとめられた。
	「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(6月2日公布、2018年4月1日施行) *13	この法改正は、地域包括ケアシステムの深化・推進をねらいとして、①全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止等に向けて取り組む仕組みの制度化、②医療・介護の連携を推進するための市町村の取組に対する都道府県による支援、③地域共生社会の実現に向けた市町村の取組の推進、④介護保険制度の持続可能性の確保等を盛り込んだ。
	新たな「自殺総合対策大綱」閣議決定(7月25日) *14	この新大綱では、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」ための具体策として、「いじめを苦にした子どもの自殺の予防」、「学生・生徒等への支援の充実」、「SOSの出し方に関する教育の推進」などが挙げられた。
	「住宅セーフティネット法」改正(10月25日施行) *15	この改正の柱は、①住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、③住宅確保要配慮者に対する居住支援の3点である。
	「学校教育法施行規則」一部改正(4月1日施行) *16	この改正では、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーについて「スクールカウンセラーは、学校における児童の心理に関する支援に従事する」、「スクールソーシャルワーカーは、学校における児童の福祉に関する支援に従事する」と職務内容を規定した。
2018 (平成 30)年	人生100年時代構想会議「人づくり革命 基本構想」とりまとめ(6月13日) *17	人生100年時代に必要な社会にとって重要な鍵を握るのが「人づくり革命」、人材への投資であるとの観点からとりまとめられた本構想は、幼児教育や高等教育の無償化、介護離職ゼロに向けた介護人材確保のため介護職員の更なる処遇改善などを進めるとした。
	「生活困窮者自立支援法」改正(6月8日公布、10月1日施行) *18	この改正では、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずることとされた。
	「バリアフリー法」改正(5月25日公布、11月1日施行) *19	この改正では、2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図り、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずることとされた。
	日本学術会議社会学委員会社会福祉学分会「社会的つながりが弱い人への支援のあり方について:社会福祉学の視点から」提言(9月13日) *20	同分会により、今後深刻化が予想される「社会的つながりが弱い人」が抱える問題を、社会が解決すべき問題としてとらえ、政府、自治体及び社会福祉関係団体がなすべきこと、そしてこうした人が抱える問題への支援に焦点化した相談支援体制のあり方や社会的に包摂するための政策のあり方について提言がなされた。

2019 (令和 元)年	「子どもの貧困対策の推進 に関する法律」改正(6月12 日公布) *21	この改正では、都道府県の努力義務とされていた子どもの貧困対策に関する 計画策定を市区町村にも広げることとされた。
--------------------	--	---

出典：各省庁のHPを参照して筆者が作成した。個々のURLは以下ようになる。

- *1 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142.htm
- *2 <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>
- *3 <https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/index.html>
- *4 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html>
- *5 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/mahishi_index.html
- *6 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000064084.html>
- *7 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000097679.html>
- *8 <https://www8.cao.go.jp/youth/wakugumi.html>
- *9 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/hattatsu/index.html
- *10 <https://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/ichiokusoukatsuyaku/plan/>
- *11 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184346.html>
- *12 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>
- *13 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/gaiyo/index.html
- *14 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000131022.html>
- *15 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html
- *16 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=322M40000080011
- *17 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207430.html>
- *18 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000057342.html>
- *19 <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/index.html>
- *20 https://www.jstage.jst.go.jp/article/tits/23/11/23_11_91/_article/-char/ja/
- *21 <https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/index.html>

表 3. 時事データの一例

<ul style="list-style-type: none"> ・2015 (平成 27)年度の社会保障給付費(ILO 基準)の総額は 114.9 兆円であり、部門別にみると「年金」が 54.9 兆円 (47.8%)、「医療」が 37.7 兆円 (32.8%)、「福祉その他」が 22.2 兆円 (19.3%)であり、年金が半分近くを占めている。(32)
<ul style="list-style-type: none"> ・2015 (平成 27)年度の社会支出(OECD 基準)の総額は 119.2 兆円であり、対国内総生産比を比較すると、日本は米国より大きく英国と同程度だが、欧州諸国よりは小さい。政策分野別の比較では「高齢」の割合が高く、「家族」「積極的労働市場政策」が米国を除く他国より低い。(33)
<ul style="list-style-type: none"> ・2015 (平成 27)年度の社会保障財源の総額は 123.2 兆円であり、項目別にみると、社会保険料が 66.9 兆円、公費負担が 46.1 兆円、その他が 10.2 兆円となっている。(34)
<ul style="list-style-type: none"> ・2017 (平成 29)年 10 月 1 日現在の日本の総人口は 1 億 2670 万 6 千人だが、2011 (平成 23)年以降は減少を続けている。(49)
<ul style="list-style-type: none"> ・日本の合計特殊出生率は 1975 (昭和 50)年に 2.00 を下回ってからは低下傾向が続き、2016 (平成 28)年は 1.44 となっている。(52)
<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法施行当時の 1948 (昭和 23)年の保育所数は 1,476 ヶ所、入所児童数は 13 万 5503 人だが、2017 (平成 29)年 4 月には保育所数 2 万 3414 ヶ所、入所児童数 211 万 3333 人と大幅に増加した。(87)
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所入所待機児童は 2017 (平成 29)年 4 月現在、全国で 2 万 6081 人だが、その 89%は低年齢児(0~2 歳)であり、首都圏と近畿圏で約 7 割と都市部に集中している。(88)
<ul style="list-style-type: none"> ・主たる虐待者の比率は、実父 38.9%、実父以外の父親 6.2%、実母 48.5%、実母以外の母親 0.6%、その他(祖父母や叔父叔母) 5.8%となっている。(98)

出典：厚生労働統計協会 (2019)『国民の福祉と介護の動向 2018/2019』をもとに筆者整理。参照頁は各末尾の () に表示

表 4. 国際的な福祉課題と取り組みの動向 (2019 年半期)

2019 年 7 月 8 日	<世界じゅうで起こる殺人の多さ> 国連薬物犯罪事務所 (UNODC) によれば、世界中で 2017 年に殺された人は 46 万 4,000 人。これは同期間の武力紛争下での死者の 5 倍。
2019 年 7 月 4 日	<ILO: 労働者の収入データ> 国際労働機関 (ILO) によれば、世界の高所得者たちは過去 10 年半ほどの間に収入を増やしたが、一方で、その他の人々の収入は減少した。

2019年 6月19日	<世界の避難民、20年で倍増> 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が発表した報告書によれば、世界で紛争や迫害などによって自らの家を追われた人は過去20年で倍増し、2018年には7千万人を超えた。
2019年 6月17日	<世界人口見通し、発表> 「世界人口見通し2019年」、発表。同報告書によれば、現在世界人口は77億人と推計される。2050年までに20億人増えて約97億人となる見込み。
2019年 6月13日	<ユニセフ報告：家族にやさしい国> ユニセフはこのたび、家族にやさしい国々のランキングを発表した。31か国中、もっとも家族にやさしい国々はスウェーデン、ノルウェー、アイスランド、エストニア、ポルトガルなど。
2019年 5月30日	<性同一性障害、疾病リストから削除> 世界保健機関（WHO）はこのたび、国際疾病分類（ICD）を更新し、いわゆる性同一性障害をリストから外した。
2019年 4月18日	<ILO報告：労働関連の死亡> 国際労働機関（ILO）がこのたび発表した報告によれば、毎年、280万人近い労働者が死亡しているが、ストレス、長時間労働などがその原因である。また仕事によって、3億7400万人が負傷したり病気になったりしている。
2019年 4月4日	<WHO統計：世界の平均寿命> 世界保健機関（WHO）によれば、今世紀に入ってから世界の平均寿命は5年半延びて、66.5歳から72歳になった。健康寿命は58.5歳から63.3歳へと延びた。男女を比較すると、女性の寿命のほうが長い。
2019年 4月2日	<深刻な飢餓：世界で1億人超> 2018年、世界の53か国において、1億1300万人が深刻な食料不足に陥っている。紛争や気候関連の災害などがその主な原因となっている。
2019年 3月7日	<女性と雇用：ILO報告> 世界女性デー（3月8日）を前に、国際労働機関（ILO）はこのたび、報告書を発表し、世界の女性の雇用状況が1990年代からあまり改善していないことに警告を発した。
2019年 2月20日	<WHO：健康に対する支出> 世界保健機関（WHO）はこのたび、健康に関する支出に関する世界報告を発表。報告によれば、健康に関する支出は増えており、現在国内総生産（GDP）の10%を占めている。
2019年 2月18日	<ILO：国際労働基準の大切さ> 今年は国際労働機関（ILO）の100周年。この年を記念して、ILOはすべての国に対し少なくとも一つの労働条約に批准するよう促している。
2019年 2月13日	<ILO、世界雇用概況を発表> 国際労働機関（ILO）がこのたび発表した世界雇用概況（World Employment and Social Outlook）によれば、世界のほとんどの人にとって仕事を持つことが経済的な安全を意味せず、また新しいテクノロジーは状況を悪化させている。
2019年 2月6日	<貧困の連鎖に陥る子ども> 世界の子どもたちが、社会保護の欠落のため、10人に6人以上の割合で貧困の連鎖に陥るリスクがある。国際労働機関（ILO）とユニセフが報告を発表し、警告した。
2019年 1月14日	<今年は、子ども権利条約30周年> バチエレ人権高等弁務官は月曜日、子どもの権利委員会で冒頭演説し、今年が子どもの権利条約採択30周年にあたることについて関心を喚起し、一部の国ではまだ子どもたちが貧困、人身売買、奴隷制度の犠牲になっていることを述べた。

出典：国連ニュース https://www.unicef.or.jp/news_press/world_and_un/ 『ニュース速報』より抜粋

Ⅱ. 社会福祉の歴史に関する出題の傾向と対策

1. 傾向

過去5年間における出題を直近のものからあげると、第31回はイギリスにおける福祉政策の歴史（救貧法、国民保険法）、第30回は日本の社会福祉制度の歴史（第二次世界大戦以前）、日本の方面委員制度（民生委員制度の源流）、第29回はイギリスのラウントリーによるヨーク調査、第28回はイギリスの貧困対策史、第27回は日本における相互扶助の歴史と救貧制度の対象者となっている。以上からは、扱われた国は日本とイギリスのみであり、貧困（救貧）史が頻出するといった傾向が見出せる。

2. 対策

対策としては、政治・経済・社会の変化をとらえ、そのもとに福祉政策の形成と展開を位置づけるよ

うにするとよい。その際、各国の史的展開に共通する次のような大きな流れを押さえておきたい。

前近代の伝統社会（自助と互助が中心、公助は例外的）

→初期近代の工業社会（自助と互助のゆらぎ、共助と公助の発達）

<福祉国家の形成と発展>

→後期近代の脱工業社会（共助と公助のゆらぎ、自助と互助の再生を促進）

<福祉国家の危機と再編>

こうした流れを念頭に置き、以下のような大まかな史的展開を踏まえつつ、個々の出来事について前後関係を見定めながら具体的な知識を積み重ねていくとよいだろう。

① 日本における社会福祉の史的展開

- ・日本における公助の制度は、恤救規則(1874(明治7)年)→救護法(1929(昭和4)年制定・1932(昭和7)年施行)→旧生活保護法(1946(昭和21)年)→新生活保護法(1950(昭和25)年)という変遷をたどるなかで、保護の国家責任と権利性が明確になっていった。
- ・貧困救済が民間に委ねられていた明治の慈善・博愛事業としては、石井十次の岡山孤児院、石井亮一の孤女学院、留岡幸助の家庭学校、山室軍平の救世軍活動などが知られている。
- ・明治から大正に変わる時期には恐慌や米騒動など社会秩序が乱れたことを背景に、民衆の道徳的教化や天皇中心の家族国家観の浸透をねらいとした感化救済事業が展開された。
- ・第二次世界大戦後、社会的必要の種類と充足方法が多様化・専門分化し、かつては貧困層に限定されていた老人福祉や児童福祉の施策が一般化するとともに、施設中心のケアに在宅・地域でのケアが加わり、公的扶助中心の公助から各種の社会福祉サービスが分岐していった。
- ・第二次世界大戦後における社会福祉の展開は三つの時期に区分できる。
第一は、貧困対策を中心とする福祉三法体制(1946(昭和21)年旧生活保護法、1947(昭和22)年児童福祉法、1949(昭和24)年身体障害者福祉法)が確立した時期(1940年代後半～1950年代)である。
第二は、高度経済成長に伴う社会変動に対応した福祉六法体制(1959(昭和34)年精神薄弱者福祉法[現・知的障害者福祉法]、1963(昭和38)年老人福祉法、1964(昭和39)年母子福祉法[現・母子及び父子並びに寡婦福祉法])の確立と充実をみた時期(1960年代～1980年代)である。
第三は、少子高齢社会への対応を軸とする戦後社会福祉の総括と再編の時期(1990年代～2000年代)である。

② イギリスにおける社会福祉の史的展開

- ・16世紀のイギリスでは、封建社会がゆっくりと崩壊していくなかで、共同体的相互扶助からも支配層の弱者救済からも排除された人々が、都市に流入し浮浪者となった。当時の絶対王政は救貧法の制定によりその対策にのりだした。その集大成が1601年成立のエリザベス救貧法であり、17世紀における救貧行政の基盤となった。
- ・18世紀後半から19世紀前半にかけて産業革命が進展していくと、従来の対象(労働能力のない貧民:高齢者・病人・浮浪者)に加え、新たに生み出された無産貧民(労働能力のある貧民)が増大した。こうしてそれまでの救貧法(旧救貧法)が限界に達し、1834年に新救貧法が成立した。新救貧法は、劣等処遇(貧しい労働者よりも給付を低くする)と院内救済(在宅では救済しない)の原理を打ち立てた。
- ・新救貧法が前提にした道徳的貧困観(怠け者が貧民になる)は、二つの科学的貧困調査によって相対化された。チャールズ・ブースのロンドン調査とシーボーム・ラウントリーのヨーク調査は、貧困の社会構造的要因(仕事がなく、あっても給料が低いから貧民になる)を明るみに出し、政府による社会改良を促した。20世紀初頭には、社会保険による失業・貧困問題への対処が試みられた。
- ・1942年には、第二次世界大戦後の社会再建と、乱立した社会改良施策の体系化とをねらいとして『ベヴァリッジ報告』が公刊された。報告は戦後イギリス福祉国家の青写真となるとともに、各国の社会保障制

度づくりに影響を与えた。

- ・イギリスの社会福祉サービス（対人社会サービス）の萌芽は、19 世紀の慈善活動やセツルメント活動などの民間社会事業に求められる。
- ・20 世紀に入ると自治体レベルで公的な社会福祉施策が拡大していったが、1968 年の『シーボーム報告』はコミュニティケアの方向性を打ち出した。これに基づいて 1970 年に「地方自治体社会サービス法」が成立し、福祉行政機構の再編が進められた。
- ・その後 1988 年の『グリフィス報告』をふまえ、1990 年に「国民保健サービスならびにコミュニティケア法」が成立した。同法により社会福祉供給の分権化・多元化・計画化・効率化をねらいとするコミュニティケアの再編がすすめられた。

Ⅲ. 福祉の原理をめぐる理論と哲学に関する出題の傾向と対策

1. 傾向

大項目 2 の「福祉の原理をめぐる理論と哲学」に関する過去 5 年間における出題を、直近のものからあげると、第 31 回では新旧の社会理論家（ポランニー、ブルデュー、ホネット、デュルケム、バージェス）の議論、第 30 回ではロールズ『正義論』の概要（それとの関連で功利主義、センのケイパビリティ論）、貧困と不平等を問題化した理論家（ポーガム、タウンゼント、ピケティ、ラウントリー、リスター）の研究、第 29 回ではセンのケイパビリティ（潜在能力）論、第 28 回ではエスピン-アンデルセンの福祉レジーム論、ロールズ『正義論』の格差原理、第 27 回では英米における貧困・必要の理論家（タウンゼント、リスター、ルイス、ブラッドショー、スピッカー）の主張が出題された。

出題された理論は、①福祉は「どうあるべきか」を原理的に探求するうえで有意義なもの、②福祉は「どうなっているのか」を原理的に探求するうえで有意義なものに大別しうる。なお「原理的」とは「深く鋭く限界まで突っ込んだ」といったことを意味する。

福祉研究と関連する規範理論の主題としては、平等論、自由論、正義論、ケア論、承認論、人権論、連帯論、市民性論などがある。他方で、福祉研究と関連する社会理論の主題としては、貧困・排除論、ジェンダー論、リスク社会論、ポスト工業社会論などがある。これらの主題領域で生産された概念や理論的成果は、近年の福祉研究と福祉実践を支える重要な知的資源となっている。

2. 対策

では、どうしてこのような種々の理論や思想が、福祉の研究や実践を支える知的資源となったのだろうか。この点を理解することが対策のポイントとなろう。以下、近年の福祉研究を支える理論や思想が登場するようになった経緯をまとめてみたい。

第二次世界大戦後の復興と経済発展を背景に、政府が国民の生活保障に責任をもつ「福祉国家体制」が西側諸国で確立をみた。福祉国家化が進むにつれ、資本主義と社会主義の両陣営がしだいに福祉国家体制へと収斂^{しゅうれん}することでイデオロギー対立は終焉^{しゅうえん}する、との楽観的な見方が広まっていった。だが 1970 年代初頭、西欧福祉国家は「黄金期」から一転、「危機」の時代に突入する。社会支出の増大が財政を圧迫し経済成長を妨げているとの批判をはじめ、官僚主義的硬直性、給付依存、労働意欲低下などへの危惧が広がるなか、福祉国家は貧困や格差の是正に失敗したのではないかとの声も大きくなっていった。古くから福祉国家を批判していた F. ハイエクら新保守主義者による市場メカニズムと選択の自由を重んじる議論や、同じく福祉国家に批判的な態度をとったマルクス主義の政治経済学的な構造分析も、この 20 世紀半ば頃に再評価が進んでいった。

そうしたなかで、マルクス主義とは距離を置きながら、また社会正義を否定する新保守主義とも袂を分かちつつ、正義にかなう公正な社会制度の原理や貧困・差別・不利への応答のあり方を求めて、様々な理論が提起されていった。議論の口火を切ったのが、米国の政治哲学者ジョン・ロールズの『正義論』（1971）であった。ロールズ自身は既存の福祉国家には批判的であったが、その公正な財の配分をめぐる原理的考察は、再分配重視の社会民主主義的な福祉国家体制を正当化する理論として注目された。その後、ロールズの理論に挑戦する形で、共通善を強調するコミュニタリアニズムや、最小国家を主張するリバタリアニズムが自説を鍛え上げていった。アマルティア・センのケイパビリティ論もロールズ批判として知られており、たんに財（所得や富）を配分するのではなく、それを用いて個々人がなれること・できることの幅としての自由を拓けることの重要性を指摘した。またフェミニズムの理論家は、ロールズの理論がはらむジェンダーの歪み（公私の区分や家庭内の私事化・閉域化など）を批判し、西欧近代が依拠する人間観や社会観の刷新に向かっていった。

こうした社会制度の構想論議とはまた別に、福祉国家の基盤（国民国家、工業社会、経済成長など）をゆるがす新たなトレンド（グローバル化、脱工業化、環境破壊など）と、そのトレンドがもたらす新たな課題（格差拡大、社会的排除、リスク構造の転換など）を読み解こうと、様々な社会理論が競い合っていた。国際比較研究の進展もその延長上にある。

他方で、これらの知的営為を縦断するようにして、ポストモダニズムとも呼ばれる先鋭的な理論が、西欧近代の文物に対する批判を深化させていった。その批判の矛先は、福祉国家体制の「前提」にも向けられた。その「前提」とは、働ける者／働けない者、有能で正常な心身／無能で異常な心身、正当な市民としての国民／不当な市民としての外国人、作り売の豊かな国／奪われ買わされる貧しい国、といった種々の「二元論」から構成される人間と世界の見方であった。こうした二元論を構造化し再生産する文化や制度に対する批判が、福祉国家をはじめとする西欧近代の成り立ちや基本発想に向けられるようになったのである。

以上のような理論展開について基礎知識を獲得することが本項目からの出題への王道の対策といえる。そのためには、以下の文献が助けになるだろう。ロールズ以降の規範理論の展開を学ぶには、まず神島（2018）と山脇（2004；2005）を読むとよい。福祉をめぐる社会理論的アプローチの骨子をつかむには、武川（2011）が最適である。貧困研究の展開を押さえるには、金子（2017）と駒村編（2018）が有益である。これらを学んだ上で、山脇（2009）や仲正編（2013；2014）のような思想ガイド書を読み込んで、政治思想や社会思想の基礎と展開をふまえておけば、試験対策としては十分過ぎるはずである。

社会福祉の原理と思想を学ぶための基本文献

- ・金子充（2017）『入門貧困論：ささえあう／たすけあう社会をつくるために』明石書店
- ・神島裕子（2018）『正義とは何か：現代政治哲学の6つの視点』中公新書
- ・駒村康平編（2018）『福祉＋α 貧困』ミネルヴァ書房
- ・武川正吾（2011）『福祉社会：包摂の社会政策』有斐閣
- ・仲正昌樹編（2013）『政治思想の知恵：マキャベリからサンデルまで』法律文化社
- ・仲正昌樹編（2014）『現代社会思想の海図：レーニンからバトラーまで』法律文化社
- ・山脇直司（2004）『公共哲学とは何か』ちくま新書
- ・山脇直司（2005）『社会福祉思想の革新：福祉国家・セン・公共哲学』かわさき市民アカデミー講座ブックレット
- ・山脇直司（2009）『社会思想史を学ぶ』ちくま新書

この項目で出題されている知識や概念は、倫理学、社会学、政治学、経済学に出自をもつものが多い。このことは、貧困・社会的排除・不平等への対応、困難な生をめぐるケアや支援といった「福祉的なもの」が、人文社会諸科学を横断する関心事となっていることを暗示する。ここに社会福祉学の空洞化や価値低下をみてとることもできるが、社会福祉学という「括り」から解放され、福祉をめぐるものの見方や考え方の自由度が増したと捉えることもできる。おそらくは、そうした自由を満喫したあとに、認識と思考の自由をいっそう高めるような「括り」を見いだそうとする機運も高まっていくと推測される。いずれにせよ、この項目の出題状況にみられる混沌や雑多さは、しばらく続いていくであろう。

■応援メッセージ

最後にとりあげた「社会福祉の原理をめぐる理論と哲学」(大項目2)からの出題では、制度や活動の実態を深く掘り下げて捉えたり、望ましい制度や実践のあり方を見据えたりする上で手掛かりとなり得る研究成果に関する理解が問われてきた。これらの問題に付け焼き刃的な対応は困難である。それゆえ、完全にスルーして他項目の対策に力を注いだほうが効率的であるともいえる。だが、この項目の学びは、社会認識の深化や創造的な社会的実践にとって有意義であるので、この機会にしっかりと学ぶとよいだろう。